

科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会について

1 . 設置の経緯

平成 17 年 2 月 14 日に開催された学術分科会において、大学等における研究環境の具体的な整備及び評価に係る事項を調査審議するため、研究環境基盤部会を設置することが決定された。

2 . 所掌事務

大学等における研究環境の具体的な整備及び評価に係る事項並びに特定の分野における学術研究の推進のための具体的な方策及び評価に係る事項

(参考) 科学技術・学術審議会学術分科会運営規則(抄)

(平成 13 年 3 月 7 日 学術分科会決定、平成 31 年 3 月 14 日一部改正)

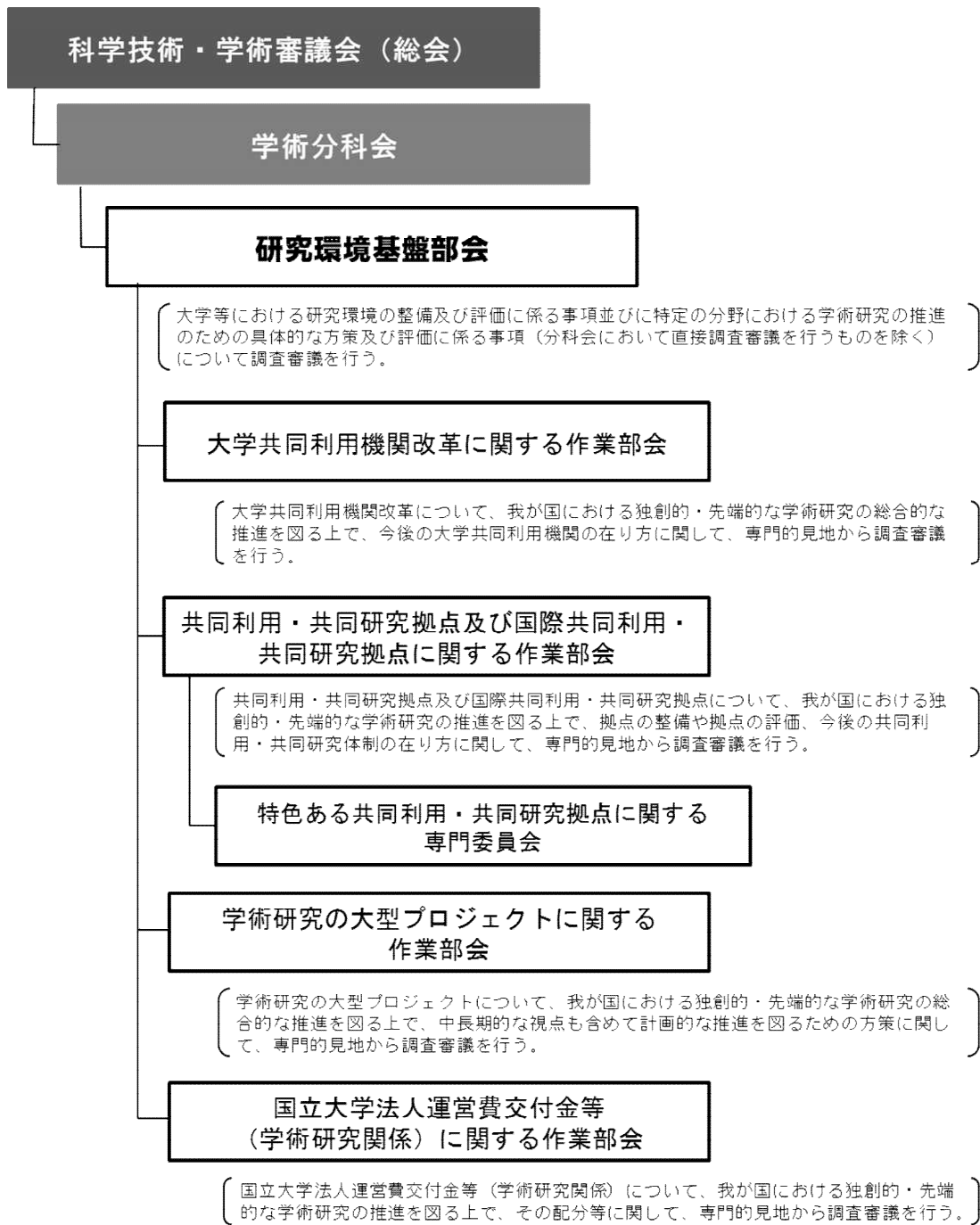
第 3 条 分科会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、学術の振興に関する重要事項のうち、右欄に掲げる事項について調査審議する。

部会の名称	調 査 審 議 事 項
研究環境基盤部会	大学等における研究環境の具体的な整備及び評価に係る事項並びに特定の分野における学術研究の推進のための具体的な方策及び評価に係る事項(分科会において直接調査審議を行うものを除く)
研究費部会	研究費に係る事項
科学研究費補助金 審査部会	科学研究費補助金の配分のための審査及び評価に係る事項

3 . 研究環境基盤部会の構成等

- (1) 部会に所属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあっては、分科会長)が指名する。(科学技術・学術審議会令第 6 条第 2 項)
- (2) 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。(科学技術・学術審議会令第 6 条第 3 項)
- (3) 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。(科学技術・学術審議会令第 6 条第 5 項)

(参考1) 第10期の研究環境基盤部会の組織図



※作業部会の専門委員会については、各作業部会における判断により設置

(参考2) 研究環境基盤部会関係法令等

1. 文部科学省設置法(抄)(平成11年7月16日法律第96号)

第六条 本省に、科学技術・学術審議会を置く。

第七条 科学技術・学術審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文部科学大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ 科学技術の総合的な振興に関する重要事項

ロ 学術の振興に関する重要事項

二 前号イ及びロに掲げる重要事項に関し、文部科学大臣に意見を述べること。

三～六 略

2 前項に定めるもののほか、科学技術・学術審議会の組織及び委員その他の職員その他科学技術・学術審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

2. 科学技術・学術審議会令(抄)(平成12年6月7日政令第279号)

(分科会)

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
学術分科会	学術の振興に関する重要事項を調査審議すること。

2～6 略

(部会)

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあっては分科会長)が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会(分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。)は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

3. 科学技術・学術審議会学術分科会運営規則(抄)

(平成13年3月7日科学技術・学術審議会学術分科会決定)

(部会)

第三条 分科会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、学術の振興に関する重要事項のうち、右欄に掲げる事項について調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
研究環境基盤部会	大学等における研究環境の具体的な整備及び評価に係る事項並びに特定の分野における学術研究の推進のための具体的な方策及び評価に係る事項(分科会において直接調査審議を行うものを除く)

2 部会の会議は、部会長が招集する。

3 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4～8 略